

加賀市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成17年10月1日

(設置)

第1条 本市における介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、高齢者の保健福祉をめぐる情勢の変化を踏まえ、加賀市介護保険事業計画及び加賀市高齢者保健福祉計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、加賀市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、事業計画の策定に関し必要な事項を市長に建議する。

- (1) 介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の分析及び評価に関する事項
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の見直しに関する事項
- (3) 地域包括支援センターの設置に関する事項
- (4) 地域密着型サービスの指定に関する事項
- (5) 前4号に定めるもののほか、事業計画策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益代表者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 被保険者

3 委員(学識経験を有する者を除く。)は、原則として再任されることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。ただし、団体代表として委嘱された委員の任期は、委員が当該団体に所属する期間とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、第1回の委員会は、市長が招集する。

(運営)

第7条 委員長は、委員会の議長となる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員は、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成18年3月31日限り、その効力を失う。